



健診(集団)のお申込みは、4月10日からスタートです！ 健診を活用して、病気の発症・重症化を予防しましょう！

生活習慣病は「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群」のことを指しており、例えば以下のような疾患が含まれるとされています。

- 【食習慣】 インスリン非依存性糖尿病、肥満、高脂血症(家族性のものを除く)、高尿酸血症、循環器病(先天性のものを除く)、大腸がん(家族性のものを除く)、歯周病等
- 【運動習慣】 インスリン非依存性糖尿病、肥満、高脂血症(家族性のものを除く)、高血圧症等
- 【喫煙】 肺扁平上皮がん、循環器病(先天性のものを除く)、慢性気管支炎、肺気腫、歯周病等
- 【飲酒】 アルコール性肝疾患等

生活習慣病予防のためにも、まず健診を受け、ご自身の体の状態を知ることから始めましょう。健診を受けたあとは、健康相談や特定保健指導(該当の方のみ)には是非ご参加ください。管理栄養士や保健師が健診結果の説明や、生活習慣の振り返りを一緒に行います。カロリーが高い食品を減らしたり、なるべく歩くようにするなど、普段の生活の中で変えられる行動をみつけていきます。健診をただ受けてそれっきりにするのではなく、より健康でいきいきした生活を続けていくために活用していきましょう！



(生活習慣病を知ろう！スマート・ライフ・プロジェクト HP <http://www.smartlife.go.jp/disease/> より一部抜粋)

問 健康福祉課 ☎(57)4171

※平成 29年度生活習慣病健診については、30～31ページをご覧ください。

消費者行政に関する 首長表明

近年、消費者を取りまく環境は、社会の急激な変化に伴い大きく変化しています。社会的弱者を狙った悪質業者の増加や若年層の契約トラブル等、幅広い年齢層にわたって消費者がトラブルに巻き込まれるケースがみられ、消費者問題はますます複雑かつ多様化しております。

野木町では県消費生活センターと連携しながら、消費生活センター窓口での消費者トラブルの問題解決の助言のほか、国の消費者行政活性化基金等を活用したチラシやパンフレットによる啓発活動、消費生活講演会の開催などを行っております。

今後も町民の皆様が安心・安全に暮らせる地域社会づくりをめざし、消費者トラブルの被害防止につながる取り組みを続けてまいりたいと考えております。

平成29年4月1日

野木町長 真瀬宏子

お子さんの写真大募集！

「広報のぎ」では、「わが家のアイドル」と題し、町内にお住まいのお子さんの写真を掲載しています。記念に広報紙に写真を載せませんか。たくさんのご応募お待ちしております！

詳しい内容等は電話または町ホームページをご覧ください。

問 政策課 ☎(57)4134

